

酪農学園大学行動規範

2014年11月1日 協議会策定

酪農学園大学は、神を愛し、人を愛し、土を愛する「三愛精神」の建学の精神と、そこから導き出された「健土健民」の理念をもとに実学教育を實踐し、酪農を中心とした国内外に例をみない特色ある教育・研究機関として、社会との交流を広く行うことを通じて、本学の研究成果を社会に還元して人類の福祉と社会の進歩に貢献することを重要な使命と位置づけ教育・研究活動をしています。

これらの教育・研究活動において、本学の役員および教職員（以下、「役職員」という。）が教育研究活動に関する法令の遵守、教育研究倫理の徹底および社会的良識をもった公正・公平かつ透明な業務の遂行を行うことで、地域社会からの期待に応え、信頼される学園づくりに全力をあげます。

そのため、ここに建学の精神に基づいた「行動規範」を定め、役職員一人ひとりが不断の實踐に努め、高潔な価値観、倫理観を保持し、誠実かつ公正で自由闊達な諸活動を展開します。

1 学術研究における不正行為の防止等

役職員、特に研究者は、自らの研究活動の立案、計画、申請、実施、報告等の過程において、研究データ、資（試）料等の管理・保存等に関し、厳密な取扱いを徹底して、捏造、改ざん、盗用等の不正行為を行うことなく、また加担することもなく、法令を遵守するとともに法令の基本理念を尊重し公序良俗に反するような行為を厳に慎み、不正行為の発生を未然に防止するよう努めなければならない。

2 研究費の適正使用

役職員は、研究費の源泉が、学費のほか、国・地方公共団体等から交付される補助金・助成金及び企業等から負託されたものであることを常に認識して、研究費ごとに定められた条件、ルール等を遵守し、その適正使用に努めなければならない。

3 人権の尊重及び個人情報の保護

役職員は、本学園におけるすべての研究活動において基本的人権を尊重するとともに福利に配慮し、研究過程において入手した個人情報の保護に努めなければならない。また、暴力行為、ハラスメント、差別的な言動などを行わず、これらの行為に対しては厳正に対処しなければならない。

4 研究成果の公開・説明

役職員は、上記3に反しない範囲で、研究成果を積極的に公開するとともに、研究活動の透明性を確保するため、当該研究の学術的・社会的意義について説明する義務を負うものとする。

5 学術研究の適切なマネジメント

役職員、特に研究者は研究データ、資（試）料等の適切な取扱い及び管理・保存について責任を有するとともに、円滑な研究の遂行に努めなければならない。

6 利益相反への適切な対応

役職員、特に研究者は自らの研究行動について、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、利益相反による弊害が生じないように公共性に配慮しつつ適切な対応に努めなければならない。